

別記様式第2号（第21条第3項関係）

（表）

90		第 号
写 真	身 分 証 明 書	
		官職 氏名 (年 月 日生)
<p>上記の者は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第11条第1項又は第2項の規定による標章の掲示又は取除きを実施する職員であることを証明する。</p>		
年 月 日		
公安審査委員会 印		

60

（裏）

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抜粋）

第11条 公安審査委員会は、第8条第2項第2号の規定により当該団体が所有し又は管理する特定の土地又は建物の全部又は一部の使用を禁止する処分をしたときは、当該土地の所在する場所又は当該建物の出入口の見やすい場所に、当該団体が当該土地又は建物について同号の処分を受けている旨を告知する公安審査委員会規則で定める標章を掲示するものとする。

2 公安審査委員会は、前項の規定により標章を掲示した場合において、第8条第1項の規定に基づいて定められた期限が経過したとき又は前条の規定により当該処分を取り消したときは、当該標章を取り除かなければならない。

3 略

- 備考 1 表面冗談に発行番号を記載すること。
2 脱帽正面上半身の写真を貼付し契印する。
3 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。